

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日までの2年間

2. 内容

目標 1. 女性労働者の産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などについて、従業員に対する制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成29年6月～ ・制度設計・運用ルールを定める。
- 平成29年7月～ ・制度に関して、従業員を対象とした研修および社内メールなどによる全従業員への周知。
・対象者がいるときは、個別に取得を促し、妊娠中・出産後の女性労働者が相談しやすい環境を整備する。
- 平成30年1月～ ・制度の利用状況を確認し、再度メール等により周知を行う。
- 平成30年4月～ ・前年度の利用実績をまとめ従業員へ報告。

目標 2. 男性の子育て目的の休暇および男性の育児休業取得の促進を図る

<対策>

- 平成29年6月～ ・制度設計・運用ルールを定める。
- 平成29年7月～ ・制度に関するパンフレットの作成、従業員を対象とした研修および社内メールなどによる全従業員への周知。
・対象者がいるときは、個別に取得を促し、対象者が相談しやすい環境を整備する。
- 平成30年1月～ ・制度の利用状況を確認し、再度メール等により周知を行う。
- 平成30年4月～ ・前年度の利用実績をまとめ従業員へ報告。

目標 3. 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に7%以上取得すること

女性社員・・・取得率を75%以上にすること

<対策>

- 平成29年6月～ ・男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修および社内メールなどによる全従業員への周知。
- 平成29年7月～ ・育児休業の取得希望者を対象として個別説明会・相談を実施。